

# 今回が最後!! 「創業補助金」個別相談会

## 経営相談会も同時開催

当所では、平成25年度補正予算で公募している「創業補助金」に係る申請を、個別相談会を6月17日(火)に開催します。

この「創業補助金」は、6月30日(月)が公募締切りとなっているため、当所で開催する最後の相談会となります。

また同時に、経営全般に関する相談会も開催しますので、希望される方は積極的に申し込みください。

《創業補助金》

- 補助対象者
  - ①地域の需要や雇用を支える事業を興す起業・
- 補助内容
  - 創業及び販路開拓に必要な経費、人件費、店舗等借入費、設備費、マーケティング調査費、広報費等に対して以下の補助限度額、補助率に基づき補助。
  - ※補助額が100万円に満たない場合は、補助の対象外。
- 補助上限額 200万円

《個別相談会》

- 日時 平成26年6月17日(火) 午後1時~1時50分
- 定員 4社(名) 相談無料
- 相談内容
  - 創業・資金計画について
  - 帳簿や税務申告について
  - 事業承継や相続について
  - 経営革新を目指す方の経営改善計画書の書き方
  - 法人成りについて など
- 補助金や相談会の詳細については、同封のチラシをご覧ください。

お問い合わせは、当所経営支援課までお電話ください。(阿部)

# 仲町通り緑化愛護会

## ポーチユラカ・ベゴニアを植栽

仲町通り緑化愛護会では、5月16日(金)に恒例の春の植栽を実施し、晴天の中、参加者は地域の方々とコミュニケーションがとれる良い機会とあって楽しい雰囲気で行っていました。

今回は、ポーチユラカ・ベゴニアの植え込みを行い、作業には、沿道の3町会(亀井・大和・天明町)、市内各金融機関、佐野市都市整備課の皆さんにご協力いただきました。

ポットに植えた苗も、夏には成長し、仲町通りを華やかにしてくれるでしょう。(金子)



# 「食品表示適正化」推進研修会開催

食の安全・安心への関心が高まる中、今般、メニュー・料理等の食品表示について、実際に使用された食材と異なる表示が行われていた事例が相次いだことにより、食品表示の適正化の徹底が強く求められております。

このような中、食品関連事業者として消費者の信頼を回復するためには、食品の安全性はもとより、今までの以上に企業経営者から従業員までの意識改革と食品表示への自主的な取組が重要となります。

この度、食品関連事業者の皆様が、食品表示に係る食品表示法の考え方(ガイドライン)等を正しく理解することにより、消費者の信頼を回復するための研修会を開催しますので、是非ご参加ください。

【日時】 6月17日(火) 午後1時30分~3時15分

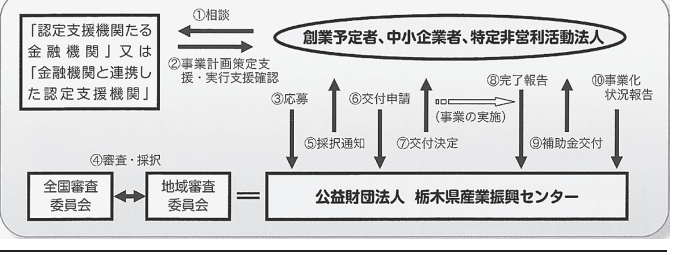
※事前申込制 受付は午後1時から

【場所】 栃木県庁研修館 講堂 ※県庁本館地下駐車場が利用できます。

【研修内容】 食品表示に係る食品表示法上の考え方(ガイドライン)

【申込期限】 6月6日(金)まで

【問合せ先】 栃木県民生活部くらし安全安心課消費者行政推進室(消費生活センター) Tel.028-623-3242



業務災害補償プランは、従来型の負傷型労災といわれる業務中のケガ、および労働災害の責任が企業にあると法律上判断された(例えば安全配慮義務違反を問われた)場合に発生する、企業の損害賠償責任(賠償金など)に対応する制度。

求められる責任

- ① 労働災害が発生し、労働者が死傷すると、企業には一般に次のような法的責任が発生します。
- ② 労働災害発生時に、使用者に安全配慮義務違反あるいは過失などがあれば、被災労働者またはその遺族から民事上の損害賠償を請求されます。
- ③ 労働災害発生時に、業務災害補償プランは、この4つの責任のうち、①民事責任、すなわち、使用者責任を補償するものとなっています。
- ④ 労働者が業務中に負傷するなどの労働災害が発生した場合、使用者(経営者)は労働者またはその遺族から民事上の損害賠償を請求されます。損害賠償には、主に治療費(死亡・後遺障害の場合は逸失利益)や休業損害、慰謝料、弁護士費用などが含まれ、労働者が死亡した場合、企業の民事賠償責任が5000万円から1億円を超えるような高額になるケースがあります。そして、その額は年々上昇しています。
- ⑤ 一方、損害賠償を支払えなければ、事業継続が不可能になることもあり、その場合、これまで雇用していた多くの労働者も路頭に迷うこととなります。
- ⑥ 本プランは、業務上の事故による死亡・後遺障害・入院・手術・通院はもちろん、法律上の損害賠償責任を負うことによる被る損害をカバーし、事業継続の大きな一助になるといえます。また、前述のような新しい企業責任(安全配慮義務違反など)による企業の法律上の賠償責任)のほか、例えば、うつ病などの精神障害による「過労自殺」「過労死」が原因で認定された労災など、法律上の企業責任(民事賠償金)を問われた場合の慰謝料や訴訟費用(弁護士費用など)も対象になります。

# 無担保・無保証人・低金利!!

## 貸付金額の上限が2千万円に引き上げ

### マル経融資

小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)は、小企業の方だけが利用できる国の融資制度で、当所の推薦により、無担保・無保証人・低金利で融資を受けられます。

一部制度変更があり、貸付金額の上限が1500万円から2000万円に引き上げられました。これには条件があり、貸付金額の残高が1500万円超となるには、事業計画書の添付が必要となります。

【利用できる方】 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の法人・個人事業主の方

【商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けている方】

【所得税、法人税、事業税または都道府県民税もしくは市町村民税(均等割を含む)について、納期限の到来している当該

# 高まる企業の労災リスク

業務災害補償プランは、従来型の負傷型労災といわれる業務中のケガ、および労働災害の責任が企業にあると法律上判断された(例えば安全配慮義務違反を問われた)場合に発生する、企業の損害賠償責任(賠償金など)に対応する制度。

求められる責任

- ① 労働災害が発生し、労働者が死傷すると、企業には一般に次のような法的責任が発生します。
- ② 労働災害発生時に、使用者に安全配慮義務違反あるいは過失などがあれば、被災労働者またはその遺族から民事上の損害賠償を請求されます。
- ③ 労働災害発生時に、業務災害補償プランは、この4つの責任のうち、①民事責任、すなわち、使用者責任を補償するものとなっています。
- ④ 労働者が業務中に負傷するなどの労働災害が発生した場合、使用者(経営者)は労働者またはその遺族から民事上の損害賠償を請求されます。損害賠償には、主に治療費(死亡・後遺障害の場合は逸失利益)や休業損害、慰謝料、弁護士費用などが含まれ、労働者が死亡した場合、企業の民事賠償責任が5000万円から1億円を超えるような高額になるケースがあります。そして、その額は年々上昇しています。
- ⑤ 一方、損害賠償を支払えなければ、事業継続が不可能になることもあり、その場合、これまで雇用していた多くの労働者も路頭に迷うこととなります。
- ⑥ 本プランは、業務上の事故による死亡・後遺障害・入院・手術・通院はもちろん、法律上の損害賠償責任を負うことによる被る損害をカバーし、事業継続の大きな一助になるといえます。また、前述のような新しい企業責任(安全配慮義務違反など)による企業の法律上の賠償責任)のほか、例えば、うつ病などの精神障害による「過労自殺」「過労死」が原因で認定された労災など、法律上の企業責任(民事賠償金)を問われた場合の慰謝料や訴訟費用(弁護士費用など)も対象になります。

# 「心の病」対策の義務化

厚生労働省は、平成25年12月、労働安全衛生法の改正案を発表した。その中には中小企業を含む全企業のメンタルヘルス対策の義務付けが盛り込まれている。全従業員に年1回、医師か保健師による「心の病」のチェックが必要になる。厚生労働省の試算では、面接を含めた1人あたりの検査費用は350円。対象者は3万人程度と見られ、産業界全体で100億円を超える新たな負担が生じると試算されている。メンヘル対策は中小企業では普及が遅れている。法律が施行されれば、大半の企業が対応を迫られる。

お見知り・ご加入手続きは、引受保険会社にお問い合わせください。

保険会社によって、保険料や補償内容が異なります。比較検討いただき、ニーズにあった商品をお選びいただくことができます。

※引受保険会社は、東京海上日動火災保険・損害保険ジャパン・三井住友海上火災保険・日本興亜損害保険・あいおいニッセイ同和損害保険・富士火災海上保

主な支払実績例

状況説明	年齢	支払保険金
仕事帰りに交通事故に遭い、死亡	18歳	1001万円
新聞配達中バイクごと水路に転落し死亡した	-	1001万円
看板設置作業中に転落。病院に搬送されるも死亡	33歳	1000万円
工場内の電気炉から熱風が噴出し、全身火傷、死亡	53歳	2100万円
作業中に気分が悪くなり救急車で搬送。熱中症で死亡	18歳	2000万円

お申し込み・お問い合わせは、当所経営支援課までお電話ください。

直近2期分の決算書・確定申告書をご持参の上、ご相談ください。(阿部)

人事・労務のスペシャリストである社会保険労務士4名が万全の体制でサポートいたします!

**田村社会保険労務士事務所** 電話 0283-27-2677

助成金を活用したい 社会保険の手続き代行 就業規則の作成・見直し 労災・年金などの相談 給与計算・勤怠管理の代行 年金事務所、労基署の調査も対応します!

e-mail jinji@tamura-sr.jp HP 田村社会保険労務士 検索

〒327-0831 栃木県佐野市浅沼町801

市役所(東仮庁舎)から徒歩1分!

太陽光発電、省エネ対策のことなら昭和電機へ!

佐野市で創業85年の信頼実績のある企業です。地球にやさしい電気の手順な使い方をアドバイス致します。

- 太陽光発電システム
- LED照明
- エアコンクリーニング
- 自家発電設備
- モーターメンテナンス

SHOWA 佐野市植野町1858 TEL0283-22-3166(代) 昭和電機株式会社 FAX0283-23-2131 URL http://www.showaelc.co.jp E-mail:info@showaelc.co.jp

地域と共に歩むコミュニティホテルとして 宿泊、ウェディング、宴会、レストランで特別な時間をお過ごしください

**ホテルマリアージュ 仙水** ゲストハウスウェディング エリーゼ

**GestHouse Wedding E]ysee**

〒327-0842 栃木県佐野市奈良瀬町316 ご予約・お問合せ/総合予約課 TEL0283-24-4828 宿泊フロントTEL0283-21-4888 URL:http://www.marriage-sensui.com E-Mail:otoiwase@marriage-sensui.com

お得Wedding♡ 夏の暑気払い♪ 予約受付中

さのまるグッズ販売中

当所1階「はななかサロン」で販売しています 販売時間 9時~19時(年中無休)

さのまる日本一 2013 賞状もついでに

はんこ専門店

実印・銀行印・みとめ印・会社設立印・ゴム印 厄除印(特別新印材使用)・シャチハタ印取扱店

**誠美堂**

佐野市堀米町3946-19(旧キンカ堂東) TEL 23-3168・FAX 23-3866 http://www16.ocn.ne.jp/~seibido/